

横浜市高齢者見守り・安否確認機器補助事業実施要綱

制定 令和7年3月1日 健高在第1240号（局長決裁）

（目 的）

第1条 この要綱は、ひとり暮らしの高齢者に対し、見守り及び安否確認機器等（以下「見守り機器等」という。）の利用に係る費用を補助することによって、家庭内での緊急事態の不安を解消し、在宅福祉の増進を図ることを目的とした、横浜市高齢者見守り・安否確認機器補助事業（以下「本事業」という。）を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（通 則）

第2条 本事業の実施に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）、横浜市高齢者見守り・安否確認機器補助事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）、横浜市高齢者見守り・安否確認機器補助事業事業者登録要領（以下「登録要領」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（用語の定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 利用者 横浜市内に住所を有し、65歳以上のひとり暮らし高齢者であって、登録要領により登録された事業者が提供する見守り機器等の利用者をいう。
- (2) 契約者 利用者が利用する見守り機器等の契約者であり、利用料を負担する者をいう。
- (3) 登録事業者 見守り機器等の提供者であり、登録要領により登録された事業者をいう。

(4) 利用料 見守り機器等を利用する際にかかる費用をいう。見守り機器等を購入する際にかかる初期費用、月額費用及びその他の費用が利用料に当たる。

(5) 見守り機器等 異常があった場合の関係者への連絡あるいは必要に応じて安否確認を行える機器。また、機器の使用に伴い供給されるサービスをいう。登録要領第3条に規定する機器のことをいう。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、交付要綱第3条に規定する。

(補助対象となる見守り機器等の要件)

第5条 補助対象となる見守り機器等の要件については、登録要領第3条に規定する。

(事業者の登録要件)

第6条 事業者の登録要件は、登録要領第4条に規定する。

(補助対象となる費用)

第7条 補助対象となる費用は、交付要綱第6条に規定する。

(補助金の交付額)

第8条 本事業に係る補助金の交付額は、交付要綱第7条に規定する。

(個人情報の取り扱いについて)

第9条 登録事業者は、本事業による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別紙に定める「横浜市高齢者見守り・安否確認機器補助事業個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

(書類の整備及び保存)

第10条 登録事業者は、本事業に係る収支に関する帳簿、証拠書類、その他本事業の実施の経過を明らかにするための書類及び電磁的記録を備えるとともに、当該年度終了後5年間保存しなければならない。

(調査に対する協力)

第 11 条 利用者、契約者及び登録事業者は、補助金の執行等に関し、市長が必要な調査を行おうとするときは、これに協力しなければならない。

(適用日)

第 12 条 この要綱に定める事項は、本事業の事業開始日以降に適用するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、横浜市ねたきり高齢者・ひとり暮らし高齢者等日常生活用具（あんしん電話）貸与事業実施要綱による対象者については、この要綱の規定による補助対象者とみなす。

別紙

横浜市高齢者見守り・安否確認機器補助事業

個人情報取扱特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市がこの特記事項が付帯する「横浜市高齢者見守り・安否確認機器補助事業」(以下「本事業」という。)において個人情報を取り扱わせる登録事業者は、個人情報の重要性を認識し、本事業による事務(以下「本件事務」という。)を処理するに当たっては、個人情報の保護に関する法律、横浜市個人情報の保護に関する条例その他の関係法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 登録事業者は、本件事務に係る個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざん等(以下「漏えい等」という。)の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 登録事業者は、個人情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、本件事務に係る個人情報の管理責任者を選任しなければならない。
- 3 登録事業者は、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所(以下「作業場所」という。)を定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。
- 4 登録事業者は、本件事務に係る個人情報の取扱いに着手する前に前3項に定める管理責任体制、安全対策その他の安全管理措置について、安全管理措置報告書(第1号様式)により委託者に報告しなければならない。
- 5 登録事業者は、前項の規定により報告した事項に関し、横浜市が理由を示して異議を申し出た場合には、当該異議に関する事項を変更しなければならない。この場合において、当該変更を経費を要するときは、その費用負担は横浜市と登録事業者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 登録事業者は、本件事務の処理に従事している者が本件事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督

を行わなければならない。本事業が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 登録事業者は、本件事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により個人情報を収集しなければならない。

(禁止事項)

第5条 登録事業者は、あらかじめ横浜市の指示又は承諾があった場合を除き、本件事務に係る個人情報に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 本件事務を処理する目的以外での利用
- (2) 複写又は複製（作業場所内において効率的に作業を進めるためにやむを得ないものを除く。）
- (3) 作業場所の外への持ち出し

(再委託の禁止等)

第6条 登録事業者は、本件事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、横浜市の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

- 2 登録事業者は、前項ただし書の承諾を得て、本件事務に係る個人情報を第三者に取り扱わせる場合には、個人情報の保護に関し、本特記事項と同等の内容及び横浜市が指示する事項について、当該第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再受託者」という。）との間で約定しなければならない。2以上の段階にわたる委託（以下「再々委託等」という。）を行う場合も、この例によるべきことを再受託者又はこれに類する者に求めなければならない。
- 3 再受託者が本件事務に係る個人情報を第三者に取り扱わせる場合にあっては、登録事業者は、当該第三者（会社法第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再々受託者」という。）における個人情報の取扱いに係る管理体制をあらかじめ確認し、当該確認内容を委託者に報告し、委託者の書面による承諾を受けた上でなければ、第1項ただし書の承諾に相当する承諾をしてはならない。再々委託等を行う場合も、同様とする。
- 4 業務内容が定型的であり、かつ、個人情報の漏えい等の危険性が低いものとして横浜市が別に定める業務の委託（再委託及び再々委託等（以下「再委託等」と総称する。）を含む。）については、横浜市が別に定める事項をあらかじめ横浜市に報告した場合には、第1項ただし書の承諾及び前項に規定する受託者による承諾を要しない。
- 5 第2条第5項の規定は、前項に規定する報告について準用する。

(個人情報が記録された資料等の返還等)

第7条 登録事業者は、本件事務を処理するために横浜市から貸与され、又は登録事業者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、業務の遂行上使用しないこととなったとき又は本事業が終了したとき若しくは解除されたときは、横浜市の指示に従い、直ちに横浜市に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理するものとする。

(報告及び検査)

第8条 横浜市は、個人情報を保護するために必要な限度において、本事業実施期間中、登録事業者に対し、個人情報の管理状況及び本事業の履行状況について報告を求めることができる。

- 2 横浜市は、個人情報を保護するために必要な限度において、本事業実施期間中少なくとも1年に一度、情報の管理の状況及び本事業の履行状況について、原則として作業場所において検査するものとする。
- 3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、登録事業者の負担とする。ただし、横浜市の事情により過分の費用を要した分については、横浜市が負担する。

(事故発生時等における報告)

第9条 登録事業者は、個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに横浜市に報告し、横浜市の指示に従うものとする。本事業が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修実施報告書の提出)

第10条 登録事業者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えい等が生じた際に負う民事上の責任についての研修を実施し、研修実施報告書(第2号様式)を横浜市に提出しなければならない。

- 2 登録事業者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託する場合には、再受託者に対し、前項の研修を実施させ、同項の研修実施報告書を受託者に提出させなければならない。
- 3 前項の場合において、登録事業者は、再受託者から提出された研修実施報告書を横浜市に提出しなければならない。

(補助事業の解除及び損害の賠償)

第11条 登録事業者は、次のいずれかに該当するときは、本事業を解除し、又は登録事業者に対して損害賠償の請求をすることができる。

(1) 本件事務を処理するために登録事業者が取り扱う個人情報について、登録事業者の責に帰すべき理由による個人情報の漏えい等があったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、本件事務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項第1号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏えい等が、登録事業者が再委託等をし、当該再委託等先において発生した場合であっても、当該登録事業者が負うものとする。

(第1号様式)

安全管理措置報告書

調査項目	内 容
1 業者名	
2 業務の作業担当部署名	
3 業務の現場責任者役職名	
4 業務の個人情報取扱者の人数	
5 個人情報保護関連資格等	<input type="checkbox"/> Pマーク <input type="checkbox"/> I SMS <input type="checkbox"/> その他の資格 () <input type="checkbox"/> 個人情報関係の損害保険に加入
6 個人情報保護に関する社内規程等	<input type="checkbox"/> 個人情報の使用、保存、廃棄等に関する管理規程 <input type="checkbox"/> 個人情報漏えい・紛失・滅失・盗難等事故時の対応規程・マニュアル等 <input type="checkbox"/> 個人情報保護について従業員との雇用契約や誓約書等に明記 <input type="checkbox"/> その他の規程 () <input type="checkbox"/> 規程なし
7 個人情報保護に関する研修・教育	<input type="checkbox"/> 個人情報保護に関する研修・教育を実施(年__回/従業員1人につき) <input type="checkbox"/> その他 ()
8 個人情報保護に関する点検・検査・監査の方法等	
9 漏えい等の事案の対応規程・マニュアル等の内容	
(1) 対応規程・マニュアル等がある場合	名 称
	内 容

(2) 対応規程・マニュアル等がない場合	(漏えい等の事案が発生した場合にどのような対応を取るのかについて、なるべく具体的に記載してください。)								
<p>10 個人情報を取り扱う作業場所の管理体制</p> <p>※ 作業を実施機関の施設内部のみで行い、かつ、受託者が、実施機関所有のPC、タブレット等の電子計算機のみを使用する場合には記入不要です。作業を実施機関の施設内部のみで行い、かつ、受託者所有の電子計算機を使用する場合には、(2)電磁媒体の項目、(4)及び(5)を記入してください。</p>									
(1) 作業施設の入退室管理	<p>作業期間中の入室可能人数</p> <p><input type="checkbox"/>上記4の作業者のみ</p> <p><input type="checkbox"/>作業者以外の入室可 (<input type="checkbox"/>上記外__名 <input type="checkbox"/>その他)</p> <p>入退室者名及び時刻の記録</p> <p><input type="checkbox"/>なし (施錠のみ、身分証提示のみ等)</p> <p><input type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>用紙記入</p> <p><input type="checkbox"/>ICカード等によりID等をシステムに記録</p> <p><input type="checkbox"/>カメラや生体認証等により特定個人の入退室時刻を記録</p> <p><input type="checkbox"/>その他 ()</p> <p><input type="checkbox"/>その他 ()</p>								
(2) 個人情報の保管場所	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="625 1496 754 1547">紙媒体</td> <td data-bbox="754 1496 1514 1547"><input type="checkbox"/>鍵付き書庫 <input type="checkbox"/>耐火金庫 <input type="checkbox"/>専用の保管室</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="625 1547 1514 1599"><input type="checkbox"/>その他 ()</td> </tr> <tr> <td data-bbox="625 1599 754 1650">電磁媒体</td> <td data-bbox="754 1599 1514 1650"><input type="checkbox"/>鍵付き書庫 <input type="checkbox"/>耐火金庫 <input type="checkbox"/>専用の保管室</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="625 1650 1514 1704"><input type="checkbox"/>その他 ()</td> </tr> </table>	紙媒体	<input type="checkbox"/> 鍵付き書庫 <input type="checkbox"/> 耐火金庫 <input type="checkbox"/> 専用の保管室	<input type="checkbox"/> その他 ()		電磁媒体	<input type="checkbox"/> 鍵付き書庫 <input type="checkbox"/> 耐火金庫 <input type="checkbox"/> 専用の保管室	<input type="checkbox"/> その他 ()	
紙媒体	<input type="checkbox"/> 鍵付き書庫 <input type="checkbox"/> 耐火金庫 <input type="checkbox"/> 専用の保管室								
<input type="checkbox"/> その他 ()									
電磁媒体	<input type="checkbox"/> 鍵付き書庫 <input type="checkbox"/> 耐火金庫 <input type="checkbox"/> 専用の保管室								
<input type="checkbox"/> その他 ()									
(3) 作業施設の防災体制	<p><input type="checkbox"/>常時監視 <input type="checkbox"/>巡回監視 <input type="checkbox"/>耐火構造 <input type="checkbox"/>免震・制震構造</p> <p><input type="checkbox"/>その他 ()</p>								
(4) 個人情報の運搬方法	紙媒体								

	電磁媒体	
(5) 個人情報の廃棄方法	紙媒体	
	電磁媒体	
(6) 施設外で作業を行う場合の個人情報保護対策（行う場合のみ記入）		
11 電算処理における個人情報保護対策 ※紙媒体しか取り扱わない業務を行う場合は記入不要です。 ※実施機関所有のPC、タブレット等の電子計算機のみを使用する場合には記入不要です。		
(1) 作業を行う機器	<input type="checkbox"/> 限定している（ノート型__台、デスクトップ型__台） <input type="checkbox"/> 限定していない	
(2) 外部との接続	<input type="checkbox"/> 作業機器は外部との接続をしていない <input type="checkbox"/> 作業機器は外部と接続している 接続方法： <input type="checkbox"/> インターネット <input type="checkbox"/> 専用回線 <input type="checkbox"/> その他 （ ） 通信の暗号化： <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	
(3) アクセス制限	<input type="checkbox"/> ID・パスワード付与によりアクセス制限をしている IDの設定方法（ ） パスワードの付け方（ ） <input type="checkbox"/> ID・パスワード付与によりアクセス制限をしていない	

(4) 不正アクセスを検知するシステムの有無	<input type="checkbox"/> あり（検知システムの概要： ） <input type="checkbox"/> なし
(5) マルウェアを検知するシステムの有無	<input type="checkbox"/> あり（検知システムの概要： ） <input type="checkbox"/> なし
(6) ソフトウェアの更新	<input type="checkbox"/> 常に最新のものに自動アップデートするものとなっている <input type="checkbox"/> 上記以外（ ）
(7) アクセスログ	<input type="checkbox"/> アクセスログをとっている（ 年保存） <input type="checkbox"/> アクセスログをとっていない
(8) 停電時のデータ消去防止対策	<input type="checkbox"/> 無停電電源装置 <input type="checkbox"/> 電源の二重化 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> なし
(9) その他の対策	
12 外国における個人情報の取扱いの有無 ※ 実施機関所有のPC、タブレット等の電子計算機のみを使用する場合には記入不要です。	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 外国のサーバ上に個人情報が保存されているが、外国のサーバ上での個人情報の取扱いはない <input type="checkbox"/> 外国のサーバ上に個人情報が保存されており、外国のサーバ上で個人情報を取り扱っている <input type="checkbox"/> なし ※「あり」の場合は、以下も記入してください。
(1) 個人情報の取扱いがある外国の名称	
(2) 当該外国における個人情報の制度・保護措置等	

(第2号様式)

年 月 日

(提出先)

(提出者)

団体名

責任者職氏名

研修実施報告書・誓約書

個人情報の保護に関する法律第66条第2項の規定により準用される同条第1項に定める措置の一環として、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び漏えい等の事故が発生した場合の民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙(全 枚)のとおり報告いたします。

個人情報の保護に関する法令等及び個人情報取扱特記事項を遵守し、並びに従事者にも遵守させ、個人情報を適切に取り扱うことを誓約いたします。

(A4)

